



佐賀労働局発表
平成 30 年 7 月 10 日（火）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部 需給調整事業室長 築地 司
当	需給調整指導官 伊勢藤則・富田洋子 TEL 0952-32-7219 FAX 0952-32-7223 http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

平成 27 年労働者派遣法の改正からもうすぐ 3 年が経過します ～「労働者派遣セミナー」の開催について～

平成 27 年の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「平成 27 年改正法」という。）の施行から平成 30 年 9 月 30 日で 3 年が経過します。

平成 27 年改正法では、労働者派遣の期間を原則 3 年を限度とするなどの見直しが行われたことから、これに該当する場合には、9 月 30 日までに一定の対応が必要となります。

そのため、佐賀労働局（局長 菊池泰文）では、派遣元事業所及び派遣先事業所において適切な対応がなされるよう、下記のとおりセミナーを開催します。

1 開催日時

- 平成 30 年 7 月 26 日（木）14：00～16：00（13：30 受付開始）

2 開催場所

- アバンセ ホール（301 席）

佐賀市天神三丁目 2-11 TEL 0952-26-0011

改正法のポイント

1 労働者派遣の期間制限ルールが見直されました

① 派遣先の「事業所単位」の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則 3 年が限度となりました。

（ただし、派遣先の事業所の過半数労働組合等から意見を聴いた上であれば、3 年を限度として派遣可能期間を延長することができます。）

② 派遣労働者の「個人単位」の期間制限

① において「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合でも、派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」など）に対し、同一の派遣労働者を派遣できる期間は、3 年が限度となりました。

2 派遣元事業主に雇用安定措置が義務化されました

同一の組織単位（同じ事業所の同じ「課」など）に継続して 3 年間派遣される見込みがある方に対し、派遣終了後の雇用継続のための措置（雇用安定措置）を講ずることが、派遣元事業主の義務となりました。

「労働者派遣セミナー」開催のお知らせ (法改正に係る留意点について)

佐賀労働局では、下記のとおり派遣元・派遣先事業所向けのセミナーを開催します。
平成30年9月で、平成27年の法改正から3年が経過します。

法改正により派遣元、派遣先に課された義務など、留意していただきたいことを中心に説明します。

1 開催日時

○平成30年7月26日(木) 14:00～16:00 (13:30 受付開始)

2 開催場所

○アバンセ ホール (301席)

佐賀県佐賀市天神三丁目2-1-1 TEL 0952-26-0011

3 内容

- ◇平成27年法改正に関して留意いただきたい事項について
- ◇募集、採用時のルールについて
- ◇派遣労働者の労働条件の確保について
- ◇派遣労働者に対するハラスメント対策について

4 参加対象

- ・佐賀県内に所在地を置く派遣元事業所
- ・佐賀県内の派遣先事業所へ労働者派遣を行っている派遣元事業所
- ・派遣労働者の受入れている(予定含む)佐賀県内の派遣先事業所
- ・その他当セミナー参加を希望する佐賀県内の事業所

5 参加申込方法等

平成30年7月18日(水)までに別紙「労働者派遣セミナー」参加連絡票を御記入の上、FAX又は郵送でお申し込みください。

また、会場の都合上、申し込み多数の場合は、参加希望人数を調整させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

参加申し込み・お問い合わせ先

佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階
佐賀労働局職業安定部 職業安定課 需給調整事業室
TEL:0952-32-7219 FAX:0952-32-7223

F A X 送信票

送付先 佐賀労働局職業安定課 需給調整事業室 行

FAX : 0952-32-7223

(送信前に、FAX 番号を今一度ご確認ください。)

「労働者派遣セミナー」参加連絡票

企業名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

出席予定者数
人

◇ご記入のうえ、平成30年7月18日(水)までにFAX又は郵送でお申し込みください。

◇当日、受付にて「名刺」をご提出頂く場合は、受付名簿の記入は不要です。

◇会場の都合上、申し込み多数の場合、参加希望人数を調整させていただきますので、あらかじめ御了承ください。